第一条第十二号中「以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）」を「第四条の四において同じ。）及び法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続」に改め、同条第十五号中「規定する目論見書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第十六号中「規定する通知書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第十七号中「法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち」を削り、同条第十七号の二中「。以下同じ」を削り、「規定する外国会社届出書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十七の三　募集事項等記載書面　法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する募集事項等記載書面をいう。

第一条第十九号中「有価証券」を「特定有価証券」に改め、同条第十九号の五中「規定による通知書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第十九号の六中「規定する発行登録書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第十九号の七中「以下」を「第十八条の三において」に改め、「規定する訂正発行登録書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第十九号の八中「規定する発行登録追補書類」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第二十号中「第二十四条第五項」の下に「（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同条第一項」を「法第二十四条第一項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二十号の二中「規定する外国会社報告書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第二十一号中「第二十八条において同じ。）に規定する」を「以下同じ。）に規定する」に改め、同条第二十一号の二中「規定する外国会社半期報告書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第二十二号中「第二十九条」の下に「及び第二十九条の三第二項」を、「規定する臨時報告書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同条第二十二号の二中「規定する外国会社臨時報告書」の下に「であって特定有価証券に係るもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十二の三　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書であって特定有価証券に係るものをいう。

第一条の二第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「発行者の定款、約款若しくは規約又は」を「受託有価証券に係る定款、約款、規約」に、「又はこれらに」を「若しくはこれらに」に、「受託者が受託有価証券」を「当該受託有価証券に係る受託者が当該受託有価証券」に、「発行者が発行する」を「発行者の発行する」に改め、同号ロ中「受益者による」を「当該受託有価証券に係る信託の受益者による当該信託の」に改め、「信託財産」の下に「（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第三項に規定する信託財産をいう。）」を加える。

第二条各号列記以外の部分中「の有価証券」を「の特定有価証券」に改め、同条第一号中「に係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額」の下に「（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条及び第十一条の三第四項において同じ。）」を、「にしたもの」の下に「並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたもの」を加え、「の特定有価証券」を「の有価証券（この条において、特定内国資産流動化証券（令第三十三条の五第二号に規定する転換特定社債券又は令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券に限る。）、特定外国資産流動化証券（当該特定内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）、内国資産流動化証券（当該特定外国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）又は外国資産流動化証券（当該内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）（第十一条第一号の五において「新優先出資引受権付特定社債券等」と総称する。）は、第一条第十号の規定にかかわらず、それぞれ、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第八号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券であって同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）」に改め、同号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　募集又は売出しに係る特定有価証券が新投資口予約権証券、外国投資証券（新投資口予約権証券に類するものに限る。以下「外国新投資口予約権証券」という。）、法第二条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券（以下この号及び第十一条第一号において「新優先出資引受権証券」という。）又は外国資産流動化証券（新優先出資引受権証券又は同項第九号に掲げる新株予約権証券の性質を有するものに限る。）（以下「新投資口予約権証券等」と総称する。）である場合で、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

第二条第二号中「有価証券」を「特定有価証券」に改め、同条第二号の二中「有価証券」を「特定有価証券」に改め、「以下」の下に「この号及び第十九条の二第一項において」を加え、同条第四号中「有価証券と」を「特定有価証券と」に改める。

第三条中「以下」を「第十九条第一項及び第二十条第一項において」に改め、「法第二十三条の十三第一項」の下に「（法第二十七条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）」を加え、「次条」を「第四条」に改める。

第四条の二中「第十一条の三第四項」を「第十一条の三第四項第一号」に改める。

第四条の三第一項中「の各号」を削り、「財務局長等」を「関東財務局長」に改め、同項第一号中「若しくは規約」を「、規約」に改め、同条第二項第二号中「第五条第三項及び第十四条において」を「以下」に、「第二十五条第四項」を「第二十五条第四項第二号」に改める。

第五条第一項第十五号及び第十六号中「有価証券の」を「特定有価証券の」に改め、同条第二項第一号中「約款若しくは」を「約款、」に改め、同項第三号中「関係条文」の下に「並びに外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

四　法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券であって特定有価証券であるものをいう。以下この号及び第十四条第二号ニにおいて同じ。）又は当該新株予約権証券に係る新株予約権（同項第三号に規定する新株予約権をいう。第十四条第二号ニにおいて同じ。）を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（同項第三号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）

第五条第四項中「千万円」の下に「（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、千万円から当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十八条の八第五項において同じ。）」を加える。

第六条中「規定による有価証券通知書」の下に「の」を加える。

第七条第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を、「同条第一項ただし書」の下に「（法第二十七条において準用する場合を含む。同号において同じ。）」を加え、同条第二号中「法第二十四条第一項第一号又は第二号（」を「法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号又は第二号（」に改め、「この号」の下に「及び第十一条の三第四項第一号イ」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　当該特定有価証券又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

第八条第一号中「に該当」を「を表示」に改め、同条第二号イ中「以下「譲渡資産」」を「ロにおいて「譲渡資産」」に改め、同条第三号中「信託社債の性質を有する」の下に「権利を表示する」を加える。